

日本野鳥の会埼玉探鳥会規定

1, 目的

探鳥会は、野鳥と自然と人のふれあいの場を通して、楽しみながら自然に対する理解を深めあう催しです。そして、日本野鳥の会の活動への賛同を得て、より人間性豊かな社会の実現を目的とします。

2, フィールドマナー

野鳥の生活をおびやかす行為、植物や昆虫などの採集、ゴミの放置など、自然環境を乱す行為は、厳に慎みましょう。

3, 開催

(1) 探鳥会を開催する場合は、役員会においてあらかじめ場所、日時、担当リーダーなどを定め、会報『しらこぼと』に掲載します。

(2) 探鳥会は原則として小雨決行とします。雨天等の場合、担当リーダーの判断により中止することもあります。

4, 参加者と参加費

(1) あらかじめ「会員限定」とした探鳥会以外の探鳥会には、会員でない人も誰でも参加できます。ただし、小学生以下の参加は保護者同伴を原則とします。また、一泊以上の探鳥会および役員会が指定する探鳥会については、中学生以下は保護者同伴、高校生は親の承諾を必要とします。

(2) 参加費は、中学生以下無料、会員 100 円、一般参加者は 200 円とします。

(3) 探鳥旅行などの場合は、旅費・宿泊費・保険料なども含めた参加費を役員会であらかじめ決定し、『しらこぼと』に掲載します。事前に納めていただく場合もあります。

5, 申し込み及び取り消し

(1) 探鳥会は原則としてあらかじめ参加申し込みを必要としません。

(2) あらかじめ参加申し込みを必要とする場合は、その旨を会報『しらこぼと』に掲載しますので、そこに指定する申し込み方法で申し込んでください。

(3) 参加申し込み者が定員を超過した場合は、先着順または抽選によって参加者を決定します。

(4) 参加申し込み者は、取り消しをした場合、特に定めない限り、以下の違約金を会に納めてください。

① 参加者名簿確定後出発日の 10 日前までのキャンセルは、参加費の 20%。

② 出発日の 9 日前から 3 日前までは参加費の 50%。

③ 2 日前から出発当日までのキャンセル、及び無断不参加は、参加費の 100%。

④ この項の「参加費」は、削除できる費用を除いた額とします。

(5) 参加申し込み者が参加不能となった場合、その人が紹介したかわりの人が参加できます。ただし、指定した申し込み方法と同じ方法で、あらかじめ担当者に必ず連絡してください。この場合は違約金は必要ありません。

(6) あらかじめ参加費を集めた探鳥会・探鳥旅行が、支部の責任によらない原因によって中止されたとき、それまでに支出した保険料・通信費

などの経費および返金手数料を差し引いた金額を返還します。

(7) あらかじめ参加費を集めた探鳥会・探鳥旅行が、支部の責任による原因によって中止されたとき、参加費全額を返還します。

6, 安全対策

万一の事故の場合は参加者各自に責任を負っていただくことを前提に、団体行動に無理なく同行できるかどうか、各自の責任で参加を決め、安全には十分注意して行動してください。

附則

この規定は昭和 60 年 9 月 1 日から施行します。

変更：平成 3 年 8 月 18 日・平成 7 年 9 月 17 日・平成 19 年 8 月 19 日・平成 24 年 2 月 19 日・平成 28 年 4 月 1 日